

和泉市電子請求システム F A Q

◇R7.9.25 付 作成

Q 1 .電子請求システムとは何ですか。

A 1 .請求書は、紙で発行するのではなく、インターネット上のシステムで入力して作成し、データを送信します。紙の請求書のように郵送や直接持参しなくても、インターネットで送ることができます。

Q 2 .市が導入する電子請求システムは何ですか。

A 2 .(株)インフォマートの「B toB プラットフォーム」です。

Q 3 .電子請求システムは有料ですか。

A 3 .無料でご利用いただけます。(有償のオプションサービスもあります)

Q 4 .スマートフォンからでも操作できますか。

A 4 .インターネット環境があればパソコンだけでなく、スマートフォンからも操作できます。

Q 5 .見積書や納品書も、電子請求システムで作成できますか。

A 5 .請求書のみ作成できます。

Q 6 .物品だけでなく、役務や修理、工事代金等も電子請求できますか。

A 6 .~~全て請求できます。~~ (R7.10.27 付削除)

~~工事代金を除く~~全て請求できます。 (R7.10.27 付追記) (R7.12.4 付削除)

全て請求できます。 (R7.12.4 付追記)

Q 7 .複数のパソコンから請求書を送付できますか。

A 7 .インターネット環境があれば送付できます。

Q 8 .宛先を課別・担当別・事業別に作成することはできますか。

A 8 .作成できます。

Q 9 .他社の電子請求システムを利用している場合でも連携させて利用できますか。

A 9 .ご利用中の他社システムで入力した請求書を CSV データで出力していただき、データを取り込むことで連携させてご利用いただくことができます。

Q10.請求書は、BtoB プラットフォームの電子請求書以外では提出できなくなるのですか。

A10.利用を強制するものではなく請求書提出方法の一つとしてご用意するものです。利用されない場合は、これまでどおり紙の請求書でご提出いただけます。

Q11.電子請求書はどのように保管されますか。

A11.BtoB プラットフォーム内で請求書を 10 年間保管されます。